平成２１年（フ）第８１２号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ26―603号
破産者　宮腰　利治
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４９号
大阪市大正区平尾２丁目24番４―110号
破産者　西村　伸子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４３６号
大阪市西成区鶴見橋２丁目12番１号　コーポなでしこ301
破産者　多賀谷　悟
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８６４号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目３番97―105号
破産者　三浦　直子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２３６号
大阪府東大阪市岸田堂西１―１―11　野村方、前住所大阪市大正区三軒家東４丁目16番18―507号
破産者　柳寿司こと荒木義生こと　金　　義培
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６８２号
大阪市西区南堀江４―25―７―603、住民票上の住所大阪市西区九条１丁目11番22号
破産者　小林　三男
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７１３号
大阪府豊中市大黒町３丁目14番２号、前住所大阪府豊中市千成町３丁目４番22号
破産者　福壽　偉人
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７７１号
大阪府寝屋川市高柳５丁目30番９号
破産者　鈴木　貴行
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７８０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1224号
破産者　岡　　嘉孝
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８０９号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番７―502号
破産者　大川　恒三
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８２４号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目31番地の８
破産者　平田　和夫
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８２５号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目31番地の８
破産者　平田　敦子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８２８号
大阪市城東区森之宮２丁目９番313号
破産者　須藤レイコ
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９０２号
大阪府八尾市恩智北町４丁目176番地
破産者　筒井　孝宏
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９３９号
兵庫県川西市滝山町15番３号、前住所大阪府吹田市泉町３丁目11番12号
破産者　横山　和徳
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９６９号
大阪府東大阪市永和３丁目14番16号アクア・オース405号室、住民票上の住所大阪市住吉区長居東３丁目５番20号
破産者　角田　　敦
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１８０号
堺市堺区出島海岸通１丁５番２―306号
破産者　谷　　祐佳
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１２４６号
大阪府富田林市楠風台２丁目12―７―406、開始決定時の住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋972番地
破産者　阪田造園こと　阪田　　鴻
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２０２７号
堺市美原区真福寺263―５、開始決定時の住所堺市美原区平尾2413番地５
破産者　**𠮷**原　喜一
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係